

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果  
(保育所等)

1 評価機関

名 称	NPO法人人材パワーアップセンター
所 在 地	千葉県松戸市稔台1-25-6-101
評価実施期間	2023年1月10日～2023年4月17日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	そらまめ保育園西船橋 (ソラマメホイクエン ニシフナバシ)		
所 在 地	〒273-0021 千葉県船橋市海神6-16-11		
交通手段	京成線 海神駅から徒歩6分 JR総武線 西船橋駅から徒歩14分 京成トランジットバス船橋中央病院下車徒歩20m		
電 話	047-497-8285	FAX	047-497-8286
ホームページ	<a href="https://www.soramame-kids.jp/corner75/pg592.html">https://www.soramame-kids.jp/corner75/pg592.html</a>		
経営法人	株式会社ブルーム		
開設年月日	2019年4月1日		
併設しているサービス	私立認可保育園		

(2) サービス内容

対象地域	船橋市							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	9	12	12	14	14	14	75	
敷地面積	446.31㎡			保育面積		179.04㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育	
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援	
健康管理	年2回内科健診、歯科健診							
食事	朝昼おやつ、昼食、夕食							
利用時間	7:00～20:00							
休 日	日・祝日							
地域との交流	地域交流							
保護者会活動	保護者会(年2回)・運営委員会(年2回)							

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		16	3	19
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	14	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	1	1		
	園長			
	1			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	船橋市役所保育課へ申し込みをする	
申請窓口開設時間	9時～17時	
申請時注意事項	船橋市に在住の乳児、幼児 両親が勤務していて子の保育ができない家庭	
サービス決定までの時間	申し込みから約2か月	
入所相談	あり	
利用料金	なし	
食事料金	3歳児、4歳児、5歳児が有料	
苦情対応	窓口設置	設置している
	第三者委員の設置	設置している

### 3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>&lt;保育理念&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりの個性を大切にし、気持ちをしっかりと受け止めながら、養護・教育の両面の一体化を図る。</li> <li>・家庭との連携を図りながら生涯にわたる人間形成の基礎を培うことを目指す。</li> </ul> <p>&lt;保育目標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康でよく遊べる子</li> <li>2. 思いやりのあるやさしい子</li> <li>3. 物事をよく考えやってみる子</li> <li>4. 自分の気持ちを素直に表現できる子</li> <li>5. 感性豊かな子</li> </ol>
<p>特 徴</p>	<p>子どもたちの”生きる力”を育てていくために、0歳児から「元気な体と心をつくる」ことを目標に保育を行っています。          這う運動遊び等を取り入れての体づくりと、食育を通して食べる事の大切さを伝えています。保健指導では、衛生面だけでなく、心の育ちの部分でも年齢にあった指導を取り入れています。          また、専門の講師による体操とリトミックでは楽しみながら体づくりをしています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>定員75名と少人数の園ということで、子どもたちはみんな顔を知っていて兄弟のように一緒に育ちあっています。</p> <p>幼児クラスは、各部屋のパーティションを開けて異年齢保育も実施し、年齢を越えた交流も行っています。（その都度、感染症を考慮しながら取り組んでいます。）</p>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
職員の評価を園長が独自の客観的な基準に基づいて指導をしています。
<p>年度初めに職員が個人目標を立て年度の終わりに「年度自己評価(個人)」表に「今年度の評価」と「改善点と今後の取り組み」を書き園長は全てに評価コメントを書き職員一人一人を評価します。職員の倫理や法の順守についての振り返りは「保育所の保育のチェックリスト100」を職員全員に自己評価させ取り組みへの問題の洗い出しを行います。個人目標の評価の時期は年度初めと年度の終了の2回あり個々に面談を行い評価や方向性について指導します。このような方法で職員一人ひとりが客観的に自分を知ることによって目標に向かって成長出来るように園長が丁寧に指導しています。</p>
食育への興味を育てています。
<p>子どもが日常食べている食べ物に興味を持つように、自然の恵みとして各地の食材を使った郷土料理を大きな日本地図に写真とイラストを使って描き、玄関の壁に掲示しています。例えば、長崎県の位置には「長崎ちゃんぽん」、山梨県の位置には「ほうとうどん」、秋田県の位置には「きりたんぼ」と言うように写真を載せて子どもの興味を引くよう工夫をしています。さらに「給食だより」には郷土料理のレシピ・調理方を載せて、子どもや保護者にも食に対する興味と、こどもの食育に対する考えを家庭にも取り入れ食事を楽しめるように取り組んでいます。</p>
園独自のマニュアルを作成し、活用しています。
<p>園独自の「西船橋園のマニュアル」を作成し、子どもの発達段階に沿って年齢別に、より詳しくわかりやすい「発達のみちすじ」を作成しています。アレルギー児誤食のマニュアルや心肺蘇生法、けいれん時の対応等、各クラスに掲示しており、突然の出来事にも適切に対応できるようになっています。早番遅番業務の手順や病院受診をする場合の手順を職員間で話し合って定め、マニュアル化してまとめたものを事務所内に掲示したり、定位置に置いて確認できるようにしています。分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用しています。マニュアル作成は職員の参画のもとに行われ、年度始めに見直しを行い、職員にも回覧し周知活用できるようにしています。</p>
さらに取り組みが望まれるところ
職員の育成はOJTの仕組みを活用して実施することを期待します。
<p>新職員に対しては主任が中心になって一つ一つのテーマに沿って実地指導にあたっています。しかしながら一般的に行われる手法のOJTの仕組みや実施要綱を示す資料はありませんから指導主任の経験に頼りがちになります。折角丁寧に職場で実地指導を行っていることなので、指導項目、指導方法、指導時間、評価方法などをまとめた指導要綱を作成し、職員の技能の到達地点を明確にした計画的を立て、指導者が職員の成長を客観的に管理できるようにOJTの仕組みを活用することを期待します。</p>
評価を受けて、受審事業者の取り組み
<p>良い評価を頂いた年3回の自己評価チェックリスト記入と年2回の個人自己評価記入を引き続き行い、保育士の保育の精度を上げていきたいと思えます。と同時に新職員のOJTの指導方法を練り直し指導者が客観的に新職員の成長を管理できるように実施していきます。月1回の食育も、栄養士と相談し工夫していき、楽しく美味しく食事ができるように考えたいと思っております。</p>

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3			
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3			
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3			
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6		
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3		
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5		
				7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3		
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4		
				9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5		
			職員の就業への配慮	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	3	2	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4			
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4			
			利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	2	1	
				16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4		
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4		
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6		
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4		
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6		
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6		
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4		
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3		
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3		
		5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進に努めている。	5		
				30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3		
				31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4		
		6 地域	地域子育て支援	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5		
				33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5		
		計				133	3

## 保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。 □ 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</li> <li>■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・基本方針はホームページや入園のしおり、パンフレット、重要事項説明書、保育園運営規定に記載されています。園内では玄関や事務所等に掲示され職員や利用はその場で見るすることができます。また、理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができます。保育目標には保育所保育指針の5領域(健康、人間関係、環境など)の考え方が盛り込まれています。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・基本方針は保育園の正面玄関と事務所の壁に掲示されて職員や利用者はいつでも見る事が出来ます。職員は入社時に「入園のしおり」や「重要事項説明書」、当園のルールについて説明を受けます。園長は年度初めの園内研修の中で理念と基本方針の説明を行っており職員は周知・理解をしています。毎年、職員が行う自己評価チェックでは、表には理念や基本方針に沿った活動が出来ているか問われる項目があり職員間で共有されています。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>理念や育児方針については園の正面玄関の壁に掲示していて、見学会や入園説明会では「入園のしおり」を配布して理念・方針の説明を行っています。また入園時には理念・方針の記載されている重要事項説明書を保護者に配布し入園説明会で園長や主任が説明をしています。日常では各クラスの保護者から運営委員を選出し運営委員会で職員と話し合いを行っていて、話し合いの内容については議事録の形で保護者に通知して周知を図っています。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。</li> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>中長期事業計画は本部が作成します。年間に事業計画は園長と主任が作成しそれに基づいて具体的な行動計画の作成、実施とその後園長と主任が報告書を作成します。個別行事は終了都度評価・反省会を行い報告を行います。重要課題の明確化については、事業計画書前文で前年度からのやり残し課題を記載し、実践面で理念に基づき、職員は保育・給食・保健衛生看護の専門性を活かしての質の向上を図っています。運営の透明性について毎年の第1回目の運営委員会で事業内容を伝え、その内容を全保護者に議事録で報告しています。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。</li> <li>■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。</li> <li>■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画の作成にあたって職員会議で職員同士クラスの状態を伝え共有しあい、その会議の結果をもとに園長と主任が現場にあった計画を立てています。年間指導計画は四半期に分け3か月ごとに評価と反省を行っています。また行事については終了都度担当者が中心となって反省会を行い、評価・反省を報告書として記録しています。</p>	

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。</li> <li>■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園長は理念・方針の実践面での確認を職員の自己評価チェック表を使って明確にし、また、「年度自己評価(個人)」で申告された評価及び今後の課題について園長は意見を記述し職員個々の評価・助言をしています。職員の意見の尊重については、職員の意見が創意工夫に繋がった例として、「ハイハイ、高這の研修をしたときに幼児クラスにも必要との職員の意見があがり、そこから年中、年長クラスの雑巾がけの取り組みが生まれた。」に見られます。職員の評価が公平に出来るように主任が中心になって担当者と積極的にコミュニケーションをとり情報の伝達・共有に配慮しています。技術向上についてはキャリアアップ研修の受講を奨励し、摂食研修を受けた職員による他職員への伝達講習を行い知識の共有を図っています。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。</li> <li>■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>遵守すべき法令や倫理については園長による園内研修で「全国保育士倫理綱領」を配布し職員全員が読み合わせをして周知を図っています。年3回行う「保育指針に基づく自己チェックリスト」(保育所の保育のチェックリスト100)で全職員に周知しています。プライバシー保護に関して、職員間で共有する個人情報保護の場では話したり保護者からの質問に安易に回答しないなどの園内対応で情報の漏洩を防止しています。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。</li> <li>■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>人材確保は本部が行っています。園長は毎月本部に職員配置状況報告をあげて職員の確保を依頼します。職務権限、職員の役割については「職務分担表」に記載しています。職員の役割や権限を明確にするものとして「役割等級基準書」があります。年度初めに職員が個人目標を立て年度の終わりに「年度自己評価(個人)」表に「今年度の評価」と「改善点と今後の取り組み」を書き園長は全てに評価コメントを書き込み職員一人一人を丁寧に評価します。評価の時期は年度初めと年度の終了の2回あり個々に面談を行い評価や方向性について説明します。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。</li> <li>■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>休暇の取得や労働時間は本部で取りまとめています。把握した時間情報などは当園に本部からフィードバックされ労働に偏りがないように個別指導に使われています。職員が相談しやすいように主に主任が話しやすい環境を作り、職員とのコミュニケーションを図っています。休暇として、バースデイ休暇、子の看護休暇、育児休暇などがあります。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li><input type="checkbox"/>OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>中長期の人材育成はありません。役割別の能力基準を明示している物は「役割等級基準書」があります。研修計画は年度計画に記載し、船橋市の主催する保育関係の研修は全て参加しています。昨年は園内研修年12回、新人研修参加、船橋市主催の研修参加でした。職員の個別の育成は「年度自己評価(個人)」表に職員が自ら「今年度の評価」と「改善点と今後の取り組み」を書き年度初めと年度末に園長が面談で評価を行い個別育成に努めています。OJTの仕組みや実施要綱を示す資料はありませんが主任が中心になって新職員の指導にあたっています。</p>		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。</li> <li>■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの尊重や基本的人権への配慮については園長による園内研修で職員への周知を図っています。子どもたちには、一人ひとりの意思を尊重して主体性を大切にしています。虐待と思われる園児に対しては疑いの時点から記録を残し船橋市の家児相や児相に通知し慎重に対応しています。職員が相互に振り替えるための話し合いの場は「緊急会議」の開催や「職員会議」で確認をしています。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■ 個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園のホームページに個人情報保護方針を掲載し、入園のしおりや重要事項説明書に個人情報の取り扱いに関する事項を記載し保護者に説明して同意を得ています。保護者には撮影した園での様子(写真)を掲示する場所にはSNS等への投稿はしないよう保護者に対しての注意書きも掲示対応しています。職員には入職時に園長による説明があり、職員会議の中でも伝えていきます。実習生には初日のオリエンテーション内で口頭で伝えていきます。</p>		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>日常より事務所のドアを開け、いつでも保護者が入りやすい環境を作っています。保護者が意見を投書できるように意見箱を玄関に設置しています。運動会後に保護者アンケートを実施し、その中で出た質問や意見は内容により、保護者に個別または全員に書面で回答しました。そこから来年度に向けての反省点を見出しています。各家庭からの要望や相談は面談をして記録し職員間で情報を共有しています。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>重要事項説明書に 苦情受付担当者及び苦情解決責任者と第三者委員を明記し、入園説明会の時に配布するとともに説明しています。また、「苦情解決の流れ」を園の玄関に掲示し、その中に苦情解決第三者委員の名前・連絡先も明記しています。玄関には「みんなの声ボックス(意見箱)」が設置され、ホームページに意見や要望を送れるフォームがあります。苦情相談を受けた場合は、園長が保護者に苦情解決内容を説明し納得を得ています。苦情内容・解決内容は、運営委員会で運営委員に、保護者会で保護者に報告しています。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■ 教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>□ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>年2回職員が自己評価チェックを行い、個人の日々の保育を振り返っています。年2回園長面接が行われています。年度末には1年の自己評価を園長に提出し最終評価を受けています。年度末に1年間のクラスの評価、個人の評価、園評価をまとめ職員全員が周知できるようにしています。第三者評価受審は今回が初めの受審となっています。</p>		

16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的実施している。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
(評価コメント) 園独自の「西船橋園のマニュアル」を作成し、子どもの発達に沿って年齢別により詳しくわかりやすい「発達のみちすじ」を作成しています。アレルギー児誤食のマニュアルや心肺蘇生法、けいれん時の対応等、各クラスに掲示しており、突然の出来事にも適切に対応できるようになっています。早番遅番業務の手順や病院受診をする場合の手順を職員間で話し合っ定め、マニュアル化して纏めたものを事務所内に掲示したり、定位置に置いて確認できるようにしています。分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用しています。マニュアル作成は職員の参画のもとに行われ、年度始めに見直しを行い、職員にも回覧し周知し活用できるようにしています。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
(評価コメント) コロナ禍でも可能な範囲内で園見学に応じています。電話やメールで見学の受け入れを行っています。園長が1階の0歳児と1歳児の保育室のみ見せながら、園の保育内容や持ちもの等を説明し、質問にも丁寧に回答しています。行事の説明及び地域交流等についての説明なども行っています。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
(評価コメント) 入園説明会で園長・主任が入園のしおり、重要事項説明書に沿って、教育及び保育方針、内容及び基本的ルール等を丁寧に説明し、質問を受け、回答し、保護者の同意を得ています。保護者には シーツのサイズや持ち物一覧表を入園のしおりに記載し分かりやすいように伝えています。説明会の後、保護者の意向についてもヒアリングシートに細かく記録しています。		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</li> <li>■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下で作成されている。</li> </ul>
(評価コメント) 全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されています。年度始めに園長が全体的な計画を作成し、職員全体が目を通して確認しています。子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されています。取り入れてほしいことや改善してほしいことなども園長に申し出て計画の作成に携わっています。職員会議では、気になる子へのケアや対応の仕方等を話し合っています。毎年見直しを行いその都度改善し、よりよい保育を目指しています。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
(評価コメント) 全体的な計画に基づき、各クラスごとに年間指導計画、月案、週案、個人カリキュラムを作成しています。一人ひとりの発達に合った目標を定め、その上でクラス全体の目標やねらい、課題を明確にしています。特別な配慮を必要とする子どもに対しては個別計画を作成し保育に努めています。実施した保育についての振り返りを行い、つぎの計画につなげています。		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。</li> <li>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもが主体の保育を意識し、子どもの思いを傾聴して受け止めています。好きな遊びを選択できるよう、子どもの手の届く位置に玩具を設置しています。また、子どもの成長や発達に応じて玩具を用意し、玩具の入れ替えを行い環境設定を変化させたりして、伸び伸びと遊べる環境を整えています。子どもの主体性についての研修を行い、それに基づいて保育が行われています。職員会議や研修を通じて職員の共通意識となるように周知を図っています。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>戸外遊びや公園への散歩で季節の植物に触れたり、夏には昆虫探しをし自然物に接しています。コロナ禍でその都度配慮しながら、園の行事に地域の子どもたちを募ったり、散歩中に挨拶をしたりして地域の人たちに関わる機会をつくっています。また、季節に応じて季節の自然物を取り入れた製作を行ったり、廊下の壁面やクラスの壁面を変えて、子どもたちが季節感を園内で楽しめるようにしています。遠足等の園外保育を実施しました。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育士は子ども同士のやり取りを見守り、必要に応じて適切な言葉かけや援助を行っています。子ども同士のトラブルが起きた場合には双方の思いを必ず聞いて仲裁に入ります。幼児の場合には、保育士が介入しすぎないように子どもたち同士で話し合っ解決できるよう促しています。運動会や発表会の演目を決める際、クラス内で話し合っ協力しながら練習を重ねています。異年齢の子どもの交流としては、朝夕の合同保育の自由遊びや3クラス合同の手をつないでの公園への散歩、年長クラスの遠足の練習を見たりなどが行われています。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>特別な配慮が必要な子どもの発達具合や様子を会議内で情報共有し、どのような配慮(環境厚生、声掛けの仕方、体づくりの方法等)をしていくべきか話し合っ検討しています。発達障害が疑われる子どもに関しては療育等の専門機関と連携を取っています。気になる子どもに対しては、必要時に市の巡回相談等を利用し助言を得て保育に活かしています。園内研修や外部の研修を受け、それに基づいて個別に対応しています。保護者に情報を伝え連携しながら保育を行っています。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> <li>■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>連絡帳に1日の様子や健康状態を記録し、引き継ぎは日報を用いて担任もしくは遅番の職員から保護者に伝えています。職員の研修を行い、職員の引き継ぎは担任が不在でも正しく伝達ができるようにしています。降園時間が遅い園児には保護者の希望により補食や夕食を提供しています。降園時間の遅い園児は合同保育をする際は月齢や人数に応じて、パーティションを用いたり玩具などの環境整備がされ異年齢同士でも落ち着いて遊べるように配慮しています。</p>		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>毎日の送迎時に日常の出来事や成長、発達や体調などの子どもの様子を保護者と情報交換しています。保育参加や保護者会や個人面談等で保護者との連携が図られています。また、職員全体に周知すべき内容は記録して回覧しています。就学前に年長組が小学校訪問する等、就学に向けて、情報共有や相互理解など小学校と連携を図っています。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>毎月の発育測定、年に2回の嘱託医による歯科健診、内科健診を全園児に実施し、子どもたちの健康状態を把握出来るようにしています。また未受診者には後日保護者同伴で個別に実施出来るよう働きかけています。全園児に健康観察表を配布し、毎日家庭で健康観察を記録し、園でも担任が登園時と午睡後に定期的に検温して健康観察と記録を行っています。SIDSに関しては毎年職員全員で研修を行い、対策に努めています。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>感染症予防の対策として、自治体や保健所からの指示に従い、その旨を保護者にも丁寧に説明をしています。感染症が発生した場合には、玄関掲示・保健だより・CCSメールを使用して保護者に周知しています。感染状況に応じて船橋市や保健所に報告し、指示を受けながら感染対応を実施しています。日頃から園児には手洗い、うがいを日常的に担任が促し、保健指導でも看護師が伝えています。感染症や疾病に全職員が対応できるよう、救急用の薬品や材料等について看護師から説明、指導を受けています。平常時より保育土のこまめな手洗いと使い捨て手袋、エプロンを使ったトイレ介助、次亜塩素酸ナトリウムを使用したトイレの清掃を徹底しています。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しむように工夫している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>年齢や発達に応じて、栄養士や調理員、保育士で食育計画を立て、子どもたちの個々の発達に応じて、食材の切り方や形態を保護者と相談しながら調節しています。月に最低1回は食育を実施し、ブランチでの野菜栽培、野菜に関する絵本の読み聞かせ、チーズ作りなど多種多様な体験を通して食べる事への意欲や興味・関心を持てるよう計画しています。また、食育の様子を食育だよりに纏めてCCSメールで保護者に配信しています。郷土料理や行事食を給食メニューに取り入れて、日本の文化を楽しく学べるようにしています。食物アレルギーに対しては「食物アレルギー緊急対応マニュアル」を作成し、症状チェックシートを使用しています。アレルギー児の2重チェックや食器、トレーの色分け等を行い、保護者とアレルギー面談も定期的に行い、食物アレルギー食、宗教食に対応しています。玄関ホールには日本地図が貼られ全国の郷土料理が示されて食に対する興味が湧くように構成されたいです。食育の推進に力を入れています。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園の玄関、保育室にはアルコールを常備し、保育室内には加湿空気清浄機とエアコンを設置して毎日湿度計と温度計を保育士が確認しながら調整しています。換気を常時行い、睡眠時は特に表情が見えるよう採光の調節を行っています。園児や職員を対象とした看護師による手洗いの保健指導を実施し、子どもも職員もこまめな手洗いを徹底しています。毎日保育後、整理整頓や消毒、保育室と廊下、玄関、トイレの清掃を実施し、園児が快適に過ごせるように環境を整えています。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時の対応マニュアルを整備し、施設内で起きたヒヤリハットやアクシデント、受診事故は必ず報告書に纏めて、毎月の安全対策委員会で他の職員にも周知しています。また、看護師による危険予知トレーニングを職員研修で行い、事故防止の視点や意識の向上を図っています。各担任による安全対策のチェックリストによる保育室の点検を実施しています。園庭の遊具の点検や公園に危険物がないかの見回りを行い、事故防止に努めています。事故が起きてしまった場合にはアクシデント報告書を書き、環境や人数配置、その場の状況から原因を分析して同じ事故が起きないよう対策を図っています。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>コロナ禍でも対策をした上で、年に1回の総合避難訓練を船橋市中央消防署本郷分署と連携して行いました。近隣住民との連携は自粛しました。毎月の避難訓練は感染対策を講じた上で、地震、火災、洪水、不審者と様々な想定で行い、園児と共に実施しています。避難経路や役割は保育室や廊下に掲示しています。避難場所も臨機応変に対応できるよう訓練を実施しています。災害時の組織として自衛消防組織があり、各廊下に掲示され職員間にも保護者間でも周知出来るようにしています。また、保護者の協力のもと9月の引き渡し訓練の際にCCSメールを使用して経過報告、降園時に一人ひとりの保護者に引き渡しカードの呈示、確認、サインを得ました。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>コロナ禍で制限の無い範囲で、夏祭り・ハロウィン・クリスマス会・劇鑑賞会等のイベントで地域交流を企画し、園の外掲示板や園内見学者に呼びかけ、地域の子どもたちが遊びに来られる機会を設けています。保育所解放はコロナ禍では実施できませんでしたが、園内見学や地域交流時等の機会を得た意見を参考に子育てニーズを把握するよう努め、子育て支援活動を行い、子育てに関する相談を受け付けています。</p>		